

令和5年2月21日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

規制支援審議会の答申への対応について

第9回規制支援審議会に対応した令和4年3月25日付答申においては、

- 安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が相応に配賦されており、安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターのそれぞれで適切に執行されていること、部門の経営資源については原子力規制委員会の日本原子力研究開発機構部会でもその内訳を含めて開示されており、①今後も継続的に開示されることを確認した。
- 受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。②現行ルールについては、再委託先に係る考え方など、研究活動を制限することの無い範囲で現実的なものとなるように、また研究担当者からの改善意見への対応も考慮して、今後も改善に向けた検討を進めていただきたい。また、原子力機構内で実施された内部監査による中立性・透明性の確認については、③監査の方法や報告内容等について、次回説明されたい。
- センター長の権限を超える決裁状況については、部門長に付与されている決裁権限の一部を理事長が決裁するように変更する理事長達を制定し施行していること、また、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考とし、現状の運用で中立性は担保されていると判断される。④部門長が規制を受ける部門の長を兼務している点については、それがより効率的・効果的な研究につながる面もあることを説明することも重要である。
- 以上の確認をもって、部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保した運営がなされていると判断されるが、⑤本審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

との意見をいただいた。

機構では、上述の答申における下線部①～⑤について、以下のとおり対処しているところである。

- ① 安全研究・防災支援部門の予算執行状況、経営資源の開示については、過年度の答申を受けた対応を継続し、今年度実施された原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（以下、機構部会）において、令和3年度分の内容が配布資料として使用（開示）された。今年度分についても、次年度実施される機構部会において開示する方針を継続する予定である。

※令和4年度までの予算、職員数の推移、令和3年度の予算の収支等の資料については、規審10-5及び規審10-6に示す。なお、令和4年7月22日に開催された機構部会において公開した資料については、規審参10-3として添付する。

- ② 規制庁からの受託事業の進め方に関するルール（中立性ルール、平成30年改定）について、令和4年度の契約締結や研究実施に向けては、センター幹部から関係者への周知徹底を図った。また、現実的なものとなるよう、さらに研究実施担当者からの改善意見を考慮して、中立性ルールの改定案を作成した。

※本項目に係る中立性ルールの改定案については規審10-7において報告するので、審議いただきたい。

- ③ 令和4年度には機構内における内部監査として、「機構業務全体におけるリスクを顕在化させないための統制機能の監査」が行われた。この監査の際の指摘事項は、令和3年度に実施した中立性ルールの教育に関して、一部の対象者（派遣職員）が含まれていなかったことであり、受託事業に携わる従業員全てを対象に実施するよう指導・助言を受けた。

※機構内での内部監査の方法に関しては、本部組織に位置する監査室が、機構内の他部署から独立した組織として、内部監査の計画策定及び実施、並びに監事監査の事務局としての業務を行っている。内部監査の結果は、監事の確認を経て、経営層に報告される。なお、内部監査に関する計画、方法、報告内容については、別途報告を行う。

- ④ 部門長が兼務している原子力科学研究部門との関係では、部門長による施設の維持管理面等の情報共有に係る適切な指導等を通じ、研究炉（JRR-3）や原子力安全性研究炉（NSRR）といった規制を受ける施設等に対して研究利用面や、技術的な面で密接な連携を図ることができており、効率的な研究の実施が可能となっている。なお、センター長の権限を超える案件について、部門長に付与されていた決裁権限の一部（規制支援に係る事項）を、理事長決裁に変更した対応に関しては、令和3年4月1日施行以降、継続している。

※本項目に係る決裁権限に関する実施状況については、規審10-8において報告するので、確認いただきたい。

⑤令和4年度における業務に関して、現行の中立性ルールに沿って業務がなされており、中立性、透明性を損なうような要因は発生していないものとする。昨年度までと同様の自己点検を実施した結果として、問題の無かったことについて、規審10-9の報告に対して確認いただきたい。

なお、答申書への対応については、年間を通して、センター運営会議、研究グループ会議や、事務局からセンター幹部を含む関係者へのメール配信等により、研究実施者・事務担当者への周知徹底を行っている。さらに、企画調整室による契約請求書類等に対する確認を確実に実施することにより、審議会での意見を十分反映することに努めた。

以 上